

金融検査マニュアル 新旧対照表

改定前	改定後
法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト	法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト
I. ～II. (略)	I. ～II. (略)
Ⅲ. 個別の問題点	Ⅲ. 個別の問題点
(新設)	
1. 本人確認	1. 組織犯罪等への対応
①【 本人確認 に関する内部規程又は業務細則の策定】	(1)取引時確認 ¹⁰
取締役会等は、 <u>本人確認</u> に関する内部規程（以下「 <u>本人確認規程</u> 」という。）又は業務細則を策定させているか。 <u>本人確認規程</u> は、リーガル・チェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。 <u>本人確認規程</u> においては、例えば、顧客の口座開設に関する取決め（例えば、顧客の口座開設の拒否の判断基準等）が明確化されているか。 ¹⁰	①【 取引時確認 に関する内部規程又は業務細則の策定】
②【 本人確認 に関する態勢の整備】	取締役会等は、 <u>取引時確認</u> に関する内部規程（以下「 <u>取引時確認規程</u> 」という。）又は業務細則を策定させているか。 <u>取引時確認規程</u> は、リーガル・チェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。 <u>取引時確認規程</u> においては、例えば、顧客の口座開設に関する取決め（例えば、顧客の口座開設の拒否の判断基準等）が明確化されているか。 ¹¹
(i) 取締役会等は、 <u>本人確認</u> に関する責任者又は担当部署を設置しているか。	②【 取引時確認 に関する態勢の整備】
(ii) 取締役会等は、 <u>本人確認</u> に関する事項で、経営に重大な影響を与えるものについては、速やかにコンプライアンス統括部門や内部監査部門へ報告されるとともに、取締役会等に報告される態勢を整備しているか。	(i) 取締役会等は、 <u>取引時確認</u> に関する責任者又は担当部署を設置しているか。
(iii) 取締役会等は、 <u>本人確認記録</u> ・取引記録の作成・保存が、適切に行われる態勢を整備しているか。	(ii) 取締役会等は、 <u>取引時確認</u> に関する事項で、経営に重大な影響を与えるものについては、速やかにコンプライアンス統括部門や内部監査部門へ報告されるとともに、取締役会等に報告される態勢を整備しているか。
③【 本人確認 に関する指導・研修】	(iii) 取締役会等は、 <u>確認記録</u> ・取引記録の作成・保存が、適切に行われる態勢を整備しているか。
本人確認に関する責任者又は担当部署は、 <u>本人確認</u> を適時・適切に実施できるよう、 <u>本人確認規程</u> 及び業務細則等について定期的に指導・研修を実施する等の方法により、関連する職員等に対し周知徹底しているか。	③【 取引時確認 に関する指導・研修】
④【 本人確認 の方法に関する留意点】	取引時確認に関する責任者又は担当部署は、 <u>取引時確認</u> を適時・適切に実施できるよう、 <u>取引時確認規程</u> 及び業務細則等について定期的に指導・研修を実施する等の方法により、関連する職員等に対し周知徹底しているか。
	④【 取引時確認 の方法に関する留意点】

改定前	改定後
(i) 法人の<u>本人確認を行うに際し</u>、法人の取引担当者の<u>本人確認</u>を行っているか。 (ii) 代理人を利用した取引については、<u>顧客と代理人の双方の本人確認</u>を行っているか。 (iii) <u>本人確認済みの取引であっても法令に定める一定の場合には再度確認しているか。</u> (iv) 海外の本・支店や現地法人、グループ会社等で<u>本人確認</u>が完了している場合であっても、日本において口座を開設する場合等に、法令上必要な<u>本人確認</u>を行っているか。 (新設) 脚注 10 <u>本人確認</u>規程は、必ずしも一本化されていない場合やコンプライアンス・マニュアル等に統合されている場合もある。これらの形式にこだわらず、記載すべき事項が漏れなく明文化され、取締役会等の承認を受け、必要のある役職員に周知徹底され、実効的な<u>本人確認</u>に係る態勢が整備されているか否かを実証的に検証する。	(i) 法人との取引については、当該法人の取引時確認に加え、法人の取引担当者の<u>本人特定事項の確認</u>を行っているか。 (ii) 代理人を利用した取引については、<u>顧客の取引時確認</u>に加え、代理人の<u>本人特定事項の確認</u>を行っているか。 (iii) <u>下記イ．～ハ．のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢を整備しているか。</u>また、<u>資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</u> <u>イ．取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすまししている疑いがある場合における当該取引</u> <u>ロ．関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u> <u>ハ．犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u> (iv) 海外の本・支店や現地法人、グループ会社等で<u>取引時確認</u>が完了している場合であっても、日本において口座を開設する場合等に、法令上必要な<u>取引時確認</u>を行っているか。 脚注 10 <u>取引時確認とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第6項に規定する取引時確認をいう。</u> 脚注 11 <u>取引時確認</u>規程は、必ずしも一本化されていない場合やコンプライアンス・マニュアル等に統合されている場合もある。これらの形式にこだわらず、記載すべき事項が漏れなく明文化され、取締役会等の承認を受け、必要のある役職員に周知徹底され、実効的な<u>取引時確認</u>に係る態勢が整備されているか否かを実証的に検証する。

改定前	改定後
2. 疑わしい取引 ①～④ (略) (新設)	(2)疑わしい取引 ①～④ (略) (3)コルレス契約の締結・継続に係る体制整備 <u>コルレス契約について、犯罪による収益の移転防止に関する法律第 10 条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 25 条¹²に基づき、以下の体制が整備されているか。</u> <u>脚注 12 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 25 条の「外国所在為替取引業者との間で委託契約又は受託契約を締結して為替取引を行う場合」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託契約又は受託契約（コルレス契約）を締結して為替取引を行う場合をいう。</u> <u>(i) コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集に努め、コルレス先を適正に評価した上で、上級管理職による意思決定を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断しているか。</u> <u>(ii) コルレス先とのマネー・ローンダリングに関する責任分担について文書化する等して明確に把握するよう努めているか。</u> <u>(iii) コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認することとしているか。</u> <u>また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断することとしているか。</u>

改定前	改定後
金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識しているか。 (ii) 取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を明確に示し、役職員に周知しているか。 (iii) コンプライアンス・マニュアルにおいて、反社会的勢力への対応について、初期対応の方法を平易に記載し、担当部門の連絡先、担当責任者等を明確に記載しているか。 また、必要に応じて、子会社等においても同様の措置をとっているか。 ②【反社会的勢力に対応する態勢の整備】 取締役会は、反社会的勢力に対して組織的に対応するための以下のような組織体制を整備しているか。¹¹ (i) 反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元的管理を行う部署の設置 (ii) 反社会的勢力との取引を防止するための事前審査を行う態勢の整備 (iii) 関係部門間の横断的協力体制又は連絡システムの整備 ③【反社会的勢力に対応する担当部署の役割】 (i) 担当部署は、役職員より反社会的勢力への対応について連絡があった場合に、必要に応じて警察等関係行政機関、弁護士、弁護士会等との連携をとりつつ、適切な対処に向けた指導を行っているか。 (ii) 担当部署は、役職員に対し、反社会的勢力との取引に関する内部規程及びコンプライアンス・マニュアルの該当部分について、研修・指導等の方法により周知・徹底しているか。	金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識しているか。 (ii) 取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を明確に示し、役職員に周知しているか。 (iii) コンプライアンス・マニュアルにおいて、反社会的勢力への対応について、初期対応の方法を平易に記載し、担当部門の連絡先、担当責任者等を明確に記載しているか。 また、必要に応じて、子会社等においても同様の措置をとっているか。 ②【反社会的勢力に対応する態勢の整備】 取締役会は、反社会的勢力に対して組織的に対応するための以下のような組織体制を整備しているか。¹⁴ (i) 反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元的管理を行う部署の設置 (ii) 反社会的勢力との取引を防止するための事前審査を行う態勢の整備 (iii) 関係部門間の横断的協力体制又は連絡システムの整備 ③【反社会的勢力に対応する担当部署の役割】 (i) 担当部署は、役職員より反社会的勢力への対応について連絡があった場合に、必要に応じて警察等関係行政機関、弁護士、弁護士会等との連携をとりつつ、適切な対処に向けた指導を行っているか。 (ii) 担当部署は、役職員に対し、反社会的勢力との取引に関する内部規程及びコンプライアンス・マニュアルの該当部分について、研修・指導等の方法により周知・徹底しているか。
脚注 11 社団法人日本経済団体連合会「企業行動憲章実行の手引き」等を適宜参照。 4. 法令等違反行為への対応 ①～② (略)	脚注 14 一般社団法人日本経済団体連合会「企業行動憲章実行の手引き」等を適宜参照。 3. 法令等違反行為への対応 ①～② (略)

改定前	改定後
5. リーガル・チェック等態勢 ①【取引及び業務に関するリーガル・チェック等態勢の整備】 法令等遵守規程に則り、リーガル・チェック等を行うべきものと定めたものの適法性について、事前に法的側面からの慎重な検討を経た上で実行する等、法令等遵守の観点から適切なリーガル・チェック等を実施する態勢が整備されているか。例えば、以下の事項の適法性については、特に慎重な検討を経る態勢となっているか。また、事前のリーガル・チェック等が必要な文書、取引及び業務の範囲及びリーガル・チェック等の責任の所在が、明確化され、組織全体に周知されているか。 ・新規業務の開始前における業務の適法性 ・海外の本・支店や現地法人等における顧客口座の開設等の取次その他の取引等 ・優越的な地位の濫用等が懸念される取引等 ・増資におけるコンプライアンス等 ・複雑なスキームの取引の適法性（例えば、オフバランス化を含む資産流動化、不良債権処理、益出し等の目的で行われる取引や、特殊な種類株式や社債の発行が関連する取引等） ・利益相反のおそれについての検討が必要な事案 ・いわゆるプライベート・バンキング等における非定型取引等 ・アームズ・レングス・ルールの適用あるグループ内の取引の適法性 ・コルレス契約の締結 ・法令上求められるディスクロージャー等 ・その他法的リスクが高いと合理的・客観的に判断される文書、取引、業務等 ②【リーガル・チェック等に関する留意点】 (i) ～ (ii) (略)	4. リーガル・チェック等態勢 ①【取引及び業務に関するリーガル・チェック等態勢の整備】 法令等遵守規程に則り、リーガル・チェック等を行うべきものと定めたものの適法性について、事前に法的側面からの慎重な検討を経た上で実行する等、法令等遵守の観点から適切なリーガル・チェック等を実施する態勢が整備されているか。例えば、以下の事項の適法性については、特に慎重な検討を経る態勢となっているか。また、事前のリーガル・チェック等が必要な文書、取引及び業務の範囲及びリーガル・チェック等の責任の所在が、明確化され、組織全体に周知されているか。 ・新規業務の開始前における業務の適法性 ・海外の本・支店や現地法人等における顧客口座の開設等の取次その他の取引等 ・優越的な地位の濫用等が懸念される取引等 ・増資におけるコンプライアンス等 ・複雑なスキームの取引の適法性（例えば、オフバランス化を含む資産流動化、不良債権処理、益出し等の目的で行われる取引や、特殊な種類株式や社債の発行が関連する取引等） ・利益相反のおそれについての検討が必要な事案 ・いわゆるプライベート・バンキング等における非定型取引等 ・アームズ・レングス・ルール^(削除)の適用あるグループ内の取引の適法性 ・法令上求められるディスクロージャー等 ・その他法的リスクが高いと合理的・客観的に判断される文書、取引、業務等 ②【リーガル・チェック等に関する留意点】 (i) ～ (ii) (略)

改定前	改定後												
オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト (別紙1) I. ～II. (略) Ⅲ. 個別の問題点 1. ～2. (略) 3. 実地調査用チェックリスト (1)～(4) (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>チェック内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 内部業務</td><td> 内部業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。 (1)～(11) (略) (12) テロ資金供与・マネー・ローンダリング関連 ① <u>本人確認</u>、<u>本人確認記録</u>の作成・保存、取引記録の保存等 ②～③ (略) (13)～(14) (略) </td></tr> <tr> <td>2. ～7. (略)</td><td></td></tr> </tbody> </table> (別紙2) I. ～II. (略) Ⅲ. 個別の問題点 1. 情報セキュリティ管理 (1)～(3) (略)	項目	チェック内容	1. 内部業務	内部業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。 (1)～(11) (略) (12) テロ資金供与・マネー・ローンダリング関連 ① <u>本人確認</u> 、 <u>本人確認記録</u> の作成・保存、取引記録の保存等 ②～③ (略) (13)～(14) (略)	2. ～7. (略)		オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト (別紙1) I. ～II. (略) Ⅲ. 個別の問題点 1. ～2. (略) 3. 実地調査用チェックリスト (1)～(4) (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>チェック内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 内部業務</td><td> 内部業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。 (1)～(11) (略) (12) テロ資金供与・マネー・ローンダリング関連 ① <u>取引時確認</u>、<u>確認記録</u>の作成・保存、取引記録の保存等 ②～③ (略) (13)～(14) (略) </td></tr> <tr> <td>2. ～7. (略)</td><td></td></tr> </tbody> </table> (別紙2) I. ～II. (略) Ⅲ. 個別の問題点 1. 情報セキュリティ管理 (1)～(3) (略)	項目	チェック内容	1. 内部業務	内部業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。 (1)～(11) (略) (12) テロ資金供与・マネー・ローンダリング関連 ① <u>取引時確認</u> 、 <u>確認記録</u> の作成・保存、取引記録の保存等 ②～③ (略) (13)～(14) (略)	2. ～7. (略)	
項目	チェック内容												
1. 内部業務	内部業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。 (1)～(11) (略) (12) テロ資金供与・マネー・ローンダリング関連 ① <u>本人確認</u> 、 <u>本人確認記録</u> の作成・保存、取引記録の保存等 ②～③ (略) (13)～(14) (略)												
2. ～7. (略)													
項目	チェック内容												
1. 内部業務	内部業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。 (1)～(11) (略) (12) テロ資金供与・マネー・ローンダリング関連 ① <u>取引時確認</u> 、 <u>確認記録</u> の作成・保存、取引記録の保存等 ②～③ (略) (13)～(14) (略)												
2. ～7. (略)													

改定前	改定後
(4) 【インターネットを利用した取引の管理】 (i) ～ (iv) (略) (v) マネー・ローンダリング防止等の観点から<u>本人確認</u>を行っているか。 (vi) ～ (ix) (略) (5) (略) 2. ～ 6. (略)	(4) 【インターネットを利用した取引の管理】 (i) ～ (iv) (略) (v) マネー・ローンダリング防止等の観点から<u>取引時確認</u>を行っているか。 (vi) ～ (ix) (略) (5) (略) 2. ～ 6. (略)